

(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画
策定作業指針

平成 26 年 1 月

1 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成支援に向けた取組の検討とその促進を図ってきました。さらに、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されたところです。

川崎市においては、平成17年3月に『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』を策定し、平成17年度から平成26年度を計画期間として、全ての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。しかしながら、子どもと家庭をとりまく状況が大きく変化している中、未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整えることが、今、まさに社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。

こうしたことから、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

2 計画策定にあたっての基本的視点

(1) 子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境の変化と対応すべき課題

ア 急速な少子化の進行

少子化の進行は、経済面では労働力人口の減少を要因とする経済成長への影響を、社会面では、人口構造の変化をもたらし、医療・介護・年金などの社会保障制度の維持に影響を与えることが懸念されています。

イ 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

長引く不況による就職難や雇用環境の悪化により、経済的に自立できず、結婚や子どもを持つことができない若者が存在しています。このような状況は、少子化に拍車をかける原因の一つとして懸念されています。

ウ 子ども・子育て支援が質・量ともに不足

我が国は、欧州諸国に比べて現金給付、現物給付を通じて家族政策全体の財政的な規模が小さいことが指摘されています。家族関係社会支出の対GDP比をみると、我が国は1.04%となっており、フランス3.00%、イギリス3.27%、スウェーデン3.35%など、比して低い値を示しています。

エ 子育ての孤立感と負担感の増加

核家族化の進行などにより、乳幼児に接することなく親になるケースが増え、地域との関わ

りの希薄さもあいまって、孤立した環境の中で子育てを強いられることから、不安感や負担感を持つ親も増えています。また、就労する女性が増加しているにもかかわらず、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることが、子育てや家事に対する母親の負担感を増すとともに、女性の社会参加を阻む要因となっています。

オ 深刻な待機児童問題

女性の社会進出や働き方の変化による共働きの増加や核家族世帯の増加、さらに育児休業制度が普及したことなどに伴い、保育所の利用ニーズも高まっております。また、首都圏への人口集中を背景として、子育て世帯が多く転入するなど、就学前児童数の増加により深刻な保育所待機児童問題が起こっています。

カ 放課後児童クラブの不足「小1の壁」

共働き家庭において、子どもを保育園から小学校に上げる際、直面する「小1の壁」といいます。保育園では、延長保育があるところも多く、ある程度遅い時間まで子どもを預かってもらえますが、就学後の学童保育等では通常18時で終わってしまうところも多く、保育園よりも預かり時間が短くなってしまふことから、子どもの小学校入学を機に働き方の変更を迫られるワーキングマザーが増加しています。

キ M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）

女性の就業者数は、結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、その後再び就労する傾向が続いていることから、30歳代女性の就業者数の減少により、女性労働力率は、いわゆる「M字カーブ」型で推移しています。

ク 子育て支援の制度・財源の縦割り

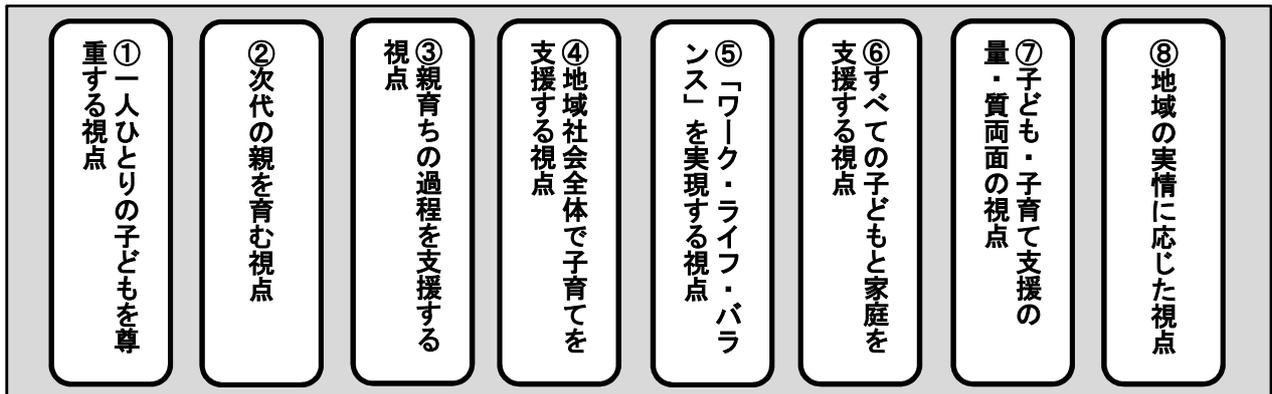
子育て支援に関する制度は、国の推進体制及び財源がその制度ごとにバラバラなため、体制の一元化と、財源を給付・事業に応じて一元化することが求められています。

ケ 地域の実情に応じた提供対策が不十分

子ども・子育て支援は、その地域の実情に応じて、全ての子ども・子育て家庭を対象とした事業の実施が必要であることから、それらを的確に捉えた提供対策が求められています。

(2) 計画の基本的視点

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく本市の「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』の計画の基本的視点や「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、以下の8つを視点とし、その策定に向け検討を進めます。



3 計画策定にあたっての基本的な考え方

子ども・子育て支援のさらなる充実に向け、そのめざす方向を着実に実行するため、次の基本的考え方により計画策定を進めるものとします。

(1) 市民等と行政が計画目標を共有できる計画の策定

計画策定段階から市民や子育て関係する方々の参加や意見の反映等を積極的に推進し、市民等との協働による計画の策定と、市民等と行政が計画の目標を共有できるよう、計画づくりを進めます。

(2) 将来の社会環境の変化にも的確に対応できる計画の策定

深化・複雑化する子育て支援に関するニーズを的確に捉え、社会環境の変化に対し、それぞれの分野ごとに対応できる計画づくりを進めます。

(3) 財政状況に的確に対応した効率的・効果的な計画の策定

景気動向等、依然厳しい財政状況において、目標達成に向けた着実な計画の推進を図るため、施策の重点化を図り効率的・効果的で実効性のある計画づくりを進めます。

(4) 計画の達成度を評価しやすい計画の策定

計画のめざすところは何か、また何を達成できたのか、誰にもわかりやすく評価指標を設定するなど、達成度を測ることによって「PDCAサイクル」に基づく点検、評価、事業の見直しを実施できる計画づくりを進めます。

4 計画について

計画については、策定の背景と趣旨や計画の位置付けとその概要等を示した「計画の策定にあたって」、計画策定における子ども・子育て家庭の置かれた環境、社会経済状況等の分析を示した「子どもと家庭を取り巻く環境の変化」、計画の基本的視点、基本理念、基本目標を示した「計画の基本方向」、子ども・子育て支援策の総合的な展開を個別事業ごとにその取組を示した「子ども・子育て支援の総合的展開」、計画の推進に向け、そこに携わる家庭・地域・企業・行政等それぞれの役割、計画の進行管理を示した「計画の推進に向けて」を位置付けるものとします。

【「(仮称) 川崎市子ども・子育て支援事業計画」の構成】イメージ

第1章 計画の策定にあたって

- 1 策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象
- 5 これまでの子ども・子育て支援に向けた取組

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の変化

- 1 子どもをめぐる状況
- 2 川崎市の子どもと家庭の状況

第3章 計画の基本方向

- 1 計画の基本的視点
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の基本目標と施策の展開

第4章 子ども・子育て支援の総合的展開

- 1 子ども・子育て支援給付
- 2 地域子ども・子育て支援事業

《目標事業量の設定》

「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」については、計画期間における地域での利用に関する意向等を勘案して策定します。具体的には、施設や事業に対する「現在の利用状況」と「今後の利用希望」を踏まえた「量の見込み」を設定し、計画には、その「目標事業量」と「実施の時期」を定めます。

- 3 その他子ども・子育て支援に係る施策と取組

第5章 計画の推進に向けて

- 1 家庭、地域、企業、行政の役割
- 2 計画の進行管理

資料編

5 計画の策定体制

(1) 各種市民等の参加や意見の反映

ア 計画策定前における市民参加

(ア) 「子ども・子育て支援に関する調査」の実施（平成25年9月実施）

「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、取組の提供地域における利用ニーズを把握・分析し、その見込み量を算定することを目的として、就学前・就学児童の保護者を対象に、「子ども・子育て支援に関する調査」を実施します。

(イ) 「お子さんの絵」募集（平成25年9月実施）

「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて実施する「子ども・子育て支援に関する調査」と併せて、計画冊子等に使用する挿絵等を募集します。

(ウ) 子ども・子育て支援新制度説明会の実施

認可保育所・幼稚園等制度に係る施設の園長や職員等を対象に、「子ども・子育て支援新制度」に関する説明会を実施し、制度の周知と計画策定に向けた意見を募集します。

イ 計画策定段階における市民参加

(ア) 子ども・子育て支援関係機関・施設等からの意見把握

計画策定にあたっては、子ども・子育てに関するあらゆる分野の取組を位置付けることから、子ども・子育てに係る機関・施設等から広く意見を聴取します。

(イ) パブリックコメント手続き

計画策定段階における公平性や透明性の確保と、子ども・子育て支援に関するより広範な意見や提案を計画に反映させるため、パブリックコメントを実施します。

(ウ) その他

計画策定段階において、市民等からのあらゆる視点やより多くの意見・提案をいただけるように、その他の市民参加の機会を充実するよう努めます。

(2) 子ども・子育て会議（平成25年7月条例施行、8月会議設置）

子ども・子育て支援法の規定に基づき、有識者、市職員、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援従事者等から成る「川崎市子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定プロセスに関与できる仕組みをつくり、計画策定に関する専門的視点、市民視点等を踏まえ審議を行い、計画の策定作業に反映します。

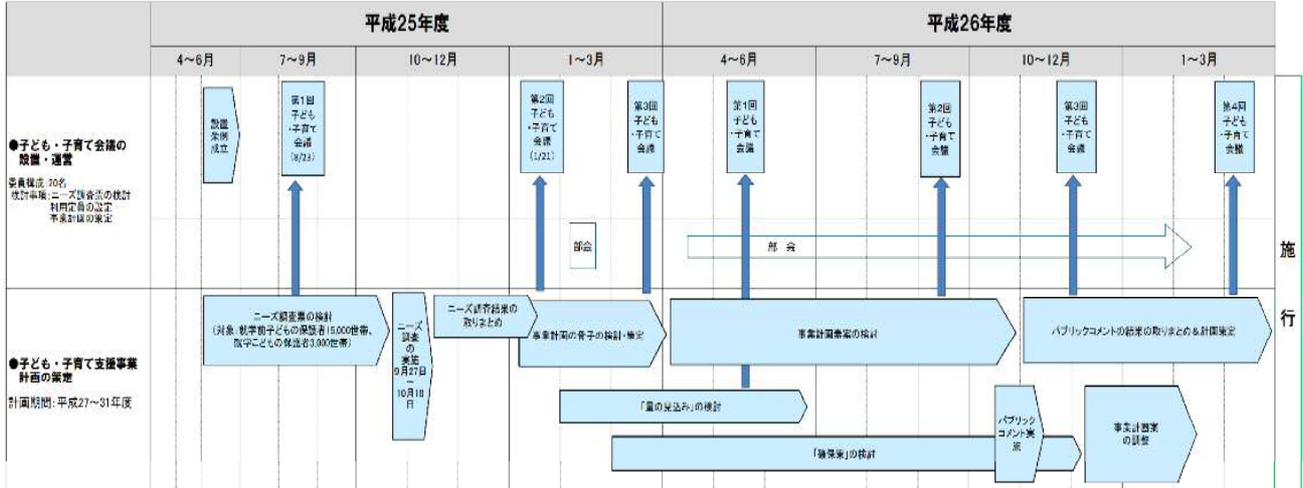
(3) 庁内体制

計画の推進にあたっては、本市の社会状況の変化に適切に対応しながら計画の進捗管理を行うため、市民・こども局こども本部を中心として、庁内の関係局・区で構成する庁内推進体制を構築し、全庁的な対応を図りながら、取組を推進していきます。

6 計画の策定スケジュール

「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画」は、ニーズ調査や現状を踏まえ、平成26年度中に策定を目指すものとします。

子ども・子育て支援新制度の実施に向けた本市の検討スケジュール(計画策定)



7 その他

計画の策定にあたっては、本策定作業指針を基本として策定作業を進めるものとします。